

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2026 年 7 月 (2026. 6. 23～2026. 7. 21)

法令情報

1. 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第 20 号＞(2026. 7. 17 公布、2027. 9. 1 施行)

題記法では政令で定める指定地域（東京 23 区、大阪市並びに埼玉県と千葉県の一部）において、地下水の過剰採取は地盤沈下の原因となるため、揚水設備による建築物用地下水採取が制限されています。一方で、昨今地下水還元型地中熱利用システムは、高い省エネルギー効果を有することから、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて活用が期待されています。今回の改正において、地盤沈下の発生を抑えつつ同システムを適用するための要件が規定されました。

当該地域で当該用途に地下水を利用する予定のある事業者は適用できます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05263.html

2. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

＜総務省令第 83 号＞(2026. 6. 29 公布、2026. 6. 30 施行)

今回、電気自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所に、メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置を設ける場合の基準、耐火構造の塀等を設置した場合の危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離の基準、並びに危険物施設の周囲の保有空地の保有基準に特例が設けられる等しました。

当該施設を保有する事業者は適用できます。

＜参考＞消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/cbfce91117ca9cef02c20b26a62386e3dd102253.pdf>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2026年度小型家電リサイクル制度の普及啓発イベント実施のお知らせ(前期) (2026. 7. 17環境省)

環境省は、7～10 月にかけて全国で小型家電リサイクル協会、自治体等と連携し、小型家電リサイクル制度の普及啓発と回収量の拡大を目的とし、パソコンの解体教室や、使用済み小型家電の回収等の環境イベントを開催します。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05310.html

2. 熱中症予防を万全に！ (2026. 7. 7環境省)

7月から8月にかけて、1年間でもっとも気温が高い時期になります。環境省は、暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラート等を活用し、気温予報も参考にしながら、早めに熱中症予防行動を取るよう呼びかけています。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05269.html

意見募集情報

1. 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を

改正する件（案）に関する御意見の募集について (2026. 7. 10厚労省)

リスクアセスメント対象物のうち、濃度管理により健康障害を生じるおそれがない物質を製造又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、労働者がばく露される程度を基準以下としなければなりません。今般、新たに濃度基準値が設定された48物質について測定方法を追加する等の改正が行われます。厚労省は、2026. 8. 10まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495260106&Mode=0>

公募情報

1. 2026年度「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業(設備等導入事業)」

の公募について（一次公募） (2026. 6. 25環境省)

本事業は、事業者等を対象にフィルム基材に形成可能なペロブスカイト太陽電池の導入補助を行うものです。○設置場所の耐荷重が 10kg/m² 以下である、○需要地と近接し、50%以上の自家消費率がある等の要件を満たす場合に公募が可能です。環境省は、2026. 9. 30 まで募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_05166.html

以 上